

## 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させ、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

**1 計画期間** 令和8年4月1日～ 令和11年3月31日

### 2 当社の現状・課題

(1) 特定の従業員に、恒常的に長時間労働が発生している。

2025年度における月の時間外労働時間30時間超過者：のべ人数170名（実人数52名）

(2) 従業員の女性比率は高い（女性59.3%）が、役職者の女性比率（20.7%）は低い。

管理職 女性1名、男性14名 女性割合：6.6%

係長級 女性1名、男性8名 女性割合：12.5%

主任級 女性15名、男性43名 女性割合：34.8%

全体 女性17名、男性65名 女性割合：20.7%

### 3 目標と取組内容・実施時期

※次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法のどちらに対応する目標かわかるよう項目横に「(女)」 「(次)」を表記。

#### **目標1 従業員全員の月の時間外労働時間を30時間未満とする。** (女、次)

〈取組内容〉

- ・令和8年度～ 時間外労働時間が30時間を超える従業員が所属している部署で対象となる従業員の業務をリストアップし改善点を可視化、属人化している業務のマニュアルを作成、業務引継ぎや分担の見直しを実施することで時間外労働を抑制する。
- ・令和9年度～ 前年度の進捗状況を基に、継続して業務の効率化や業務分担見直しを実施。

#### **目標2 役職者(主任級、係長級、管理職)の女性割合を35%以上とする。** (女)

〈取組内容〉

- ・令和8年度～ 一般職の女性従業員を対象にキャリア面談を実施し、キャリアプランを構築。
- ・令和9年度～ 作成したプランを実行し適性があると判断できた者については随時昇格を行う。